

Title	評価規約における収益費用観・資産負債観の意義：意思決定有用性学説 (3)
Sub Title	Two conceptual view of earnings and valuation rule : theory of decision usefulness (3)
Author	笠井, 昭次(Kasai, Shōji)
Publisher	慶應義塾大学出版会
Publication year	2019
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.62, No.1 (2019. 4) ,p.29- 50
JaLC DOI	
Abstract	<p>現行会計実践における評価規約は、どのような要因によって規定されているのであろうか。その点を巡っては、いろいろな考え方があり得ようが、本稿は、今日提唱されている諸評価学説を評価規約の規定要因という視点から類別し、そのうえで、現行会計実践を合理的に説明できる類型を特定化したいと考えている。評価学説の類型化の枠組については、既に、拙稿「収益費用観・資産負債観に関するふたつの検討課題 (4)」(『三田商学研究』第61巻第3号)において筆者の考えを明らかにしておいた。それによれば、計算対象の論理を組込む類型と、計算対象の論理を排除する類型とに大別されるのであるが、本稿は、そのうちの後者の類型を取上げることとしたい。この後者の類型に属する評価学説を、本稿は意思決定有用性学説と名付けているが、そこでは、計算目的(損益計算)を最上位概念としつつ、計算目的が達成されるような形で、計算方式が形成されるのである。そして、その計算目的および計算方式を規定要因として、現行会計における評価規約が、導出されるわけである。したがって、そのかぎりでは、[(計算目的⇒計算方式)→評価規約]とでも定式化できるであろう。</p> <p>そこで、このシエーマに従って、現行の評価規約が導出されるプロセスを辿ってみよう。まず規定原理側の諸概念の関係であるが、その計算目的としては、平準化利益観とポラティリティ反映利益観という二項対立が、また計算方式としては、(フローを起点とする)フロー起点方式(配分)と(ストックを起点とする)ストック起点方式(評価)という二項対立が、一般に説かれており、さらに、計算目的と計算方式との関係については、平準化利益観とフロー起点方式(配分)とが、および、ポラティリティ反映利益観とストック起点方式(評価)とが、それぞれ一義的に結び付けられているようである。</p> <p>次に、評価規約の規定原理(利益観・計算方式)と評価規約との関係であるが、この点については、どうやら、平準化利益観(フロー起点方式)からは取得原価・償却原価という評価基準が、他方のポラティリティ反映利益観(ストック起点方式)からは売却時価という評価基準が導出されるようである。しかし、問題は、そうした評価基準と個々の勘定項目とを結び付ける論理である。その点は、必ずしも明確に主張されているわけではないが、どうやら、取得原価には信頼性が具わっていること、および売却時価には目的適合性が具わっていることを前提とした、取得原価と売却時価とのトレードオフ関係という概念を用いて説明されるようである。すなわち、信頼性が重視される製品等については信頼性を具備している取得原価が、</p>

それに対して、目的適合性が重視される投機目的有価証券には目的適合性を具備している売却時価が、割当てられるということのようである。

そのように考えれば、意思決定有用性学説の処理方式の全体像は、次のようになろう。

[図表]

この処理方式の全体像に従って、そこにおける諸概念の有意味性、および諸概念の関係の有意味性を逐一検討することにしよう。この処理方式に準拠するがぎり、①(平準化利益観とボラティリティ反映利益観という)二項対立の有意味性、

②利益観と計算方式との一義的關係

(平準化利益観とフロー起点方式との一義的關係、

およびボラティリティ反映利益とストック起点方式との一義的關係)の有意味性、

③(フロー起点方式とストック起点方式という)計算方式の二項対立の有意味性、

そして、④評価基準と割当規約との関係の有意味性

(売却時価 = 目的適合性と取得原価 = 信頼性とのトレードオフ関係の妥当性)が、

問題になる。しかし、この処理方式に拠るがぎり、さらに、平準化利益観に準拠した取得原価・償却原価とボラティリティ反映利益観に準拠した売却時価とが混在することになる点も、問題になる。つまり、

平準化利益観とボラティリティ反映利益観とは、

一般に異質の利益観とみなされているので、

⑤異質の利益観に帰属する取得原価と売却時価との加法性が、

問われなければならないのである(これは、

①利益観の二項対立の有意味性に通底していると言ってよいであろう)。

本稿で纏めた意思決定有用性学説については、以上の5

点が検討されなければならないが、本号では、このうちの⑤について、

取上げることにしたい。

なお、本稿は、

拙稿「処理規約の規定要因-利益観・企業の経済活動の態様・計算方式を巡って

(1)～(4)-」(『三田商学研究』第58巻第6号～第59巻第3号)

を改稿したものである。すなわち、旧稿の掲載後に、

現代評価学説を類型化する筆者なりの枠組を形成するに至ったが、旧稿も、

意思決定有用性学説として、その1類型に位置づけられることになった。そこで、

その枠組に沿って、改めて、

書き直す必要が生じた。そうした加筆・修正を行なったものが、本稿である。

Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20190400-0029

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

評価規約における収益費用観・資産負債観の意義

— 意思決定有用性学説（3） —

笠井 昭次

<要 約>

現行会計実践における評価規約は、どのような要因によって規定されているのであろうか。その点を巡っては、いろいろな考え方があり得ようが、本稿は、今日提唱されている諸評価学説を評価規約の規定要因という視点から類別し、そのうえで、現行会計実践を合理的に説明できる類型を特定化したいと考えている。

評価学説の類型化の枠組については、既に、拙稿「収益費用観・資産負債観に関するふたつの検討課題（4）」（『三田商学研究』第61巻第3号）において筆者の考えを明らかにしておいた。それによれば、計算対象の論理を組込む類型と、計算対象の論理を排除する類型とに大別されるのであるが、本稿は、そのうちの後者の類型を取上げることとしたい。

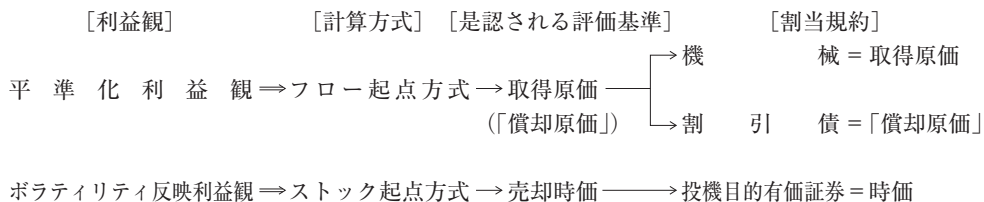
この後者の類型に属する評価学説を、本稿は意思決定有用性学説と名付けているが、ここでは、計算目的（損益計算）を最上位概念としつつ、計算目的が達成されるような形で、計算方式が形成されるのである。そして、その計算目的および計算方式を規定要因として、現行会計における評価規約が、導出されるわけである。したがって、そのかぎりでは、〔（計算目的⇒計算方式）→評価規約〕とでも定式化できるであろう。

そこで、このシェーマに従って、現行の評価規約が導出されるプロセスを辿ってみよう。まず規定原理側の諸概念の関係であるが、その計算目的としては、平準化利益観とボラティリティ反映利益観という二項対立が、また計算方式としては、（フローを起点とする）フロー起点方式（配分）と（ストックを起点とする）ストック起点方式（評価）という二項対立が、一般に説かれており、さらに、計算目的と計算方式との関係については、平準化利益観とフロー起点方式（配分）とが、および、ボラティリティ反映利益観とストック起点方式（評価）とが、それぞれ一義的に結び付けられているようである。

次に、評価規約の規定原理（利益観・計算方式）と評価規約との関係であるが、この点については、どうやら、平準化利益観（フロー起点方式）からは取得原価・償却原価という評価基準が、他方のボラティリティ反映利益観（ストック起点方式）からは売却時価という評価基準が導出されるようである。しかし、問題は、そうした評価基準と個々の勘定項目とを結び付ける論理である。その点は、必ずしも明確に主張されているわけではないが、どうやら、取得原価には信頼性が具わっていること、および売却時価には目的適合性が具わっていることを前提とした、取得原価と売却時価とのトレードオフ関係という概念を用いて説明されるようである。すなわち、

信頼性が重視される製品等については信頼性を具備している取得原価が、それに対して、目的適合性が重視される投機目的有価証券には目的適合性を具備している売却時価が、割当てられるということのようである。

そのように考えれば、意思決定有用性学説の処理方式の全体像は、次のようになろう。



この処理方式の全体像に従って、そこにおける諸概念の有意味性、および諸概念の関係の有意味性を逐一検討することにしよう。この処理方式に準拠するかぎり、①（平準化利益観とボラティリティ反映利益観という）二項対立の有意味性、②利益観と計算方式との一義的關係（平準化利益観とフロー起点方式との一義的關係、およびボラティリティ反映利益とストック起点方式との一義的關係）の有意味性、③（フロー起点方式とストック起点方式という）計算方式の二項対立の有意味性、そして、④評価基準と割当規約との関係の有意味性（売却時価＝目的適合性と取得原価＝信頼性とのトレードオフ関係の妥当性）が、問題になる。しかし、この処理方式に拠るかぎり、さらに、平準化利益観に準拠した取得原価・償却原価とボラティリティ反映利益観に準拠した売却時価とが混在することになる点も、問題になる。つまり、平準化利益観とボラティリティ反映利益観とは、一般に異質の利益観とみなされているので、⑤異質の利益観に帰属する取得原価と売却時価との加法性が、問われなければならないのである（これは、①利益観の二項対立の有意味性に通底していると言ってよいであろう）。

本稿で纏めた意思決定有用性学説については、以上の5点が検討されなければならないが、本号では、このうちの⑤について、取上げることにしたい。

なお、本稿は、拙稿「処理規約の規定要因——利益観・企業の経済活動の態様・計算方式を巡って（1）～（4）」（『三田商学研究』第58巻第6号～第59巻第3号）を改稿したものである。すなわち、旧稿の掲載後に、現代評価学説を類型化する筆者なりの枠組を形成するに至ったが、旧稿も、意思決定有用性学説として、その1類型に位置づけられることになった。そこで、その枠組に沿って、改めて、書き直す必要が生じた。そうした加筆・修正を行なったものが、本稿である。

<キーワード>

平準化利益観、ボラティリティ反映利益観、収益費用観、資産負債観、平準化利益観とボラティリティ反映利益観との関係に関するふたつの見方（as well as 関係および either-or 関係）、全面的公正価値会計論、取得原価主義会計論、設備資産と時価評価との関係、棚卸資産と時価評価との関係、満期保有目的金融資産と時価評価との関係、投機目的有価証券と取得原価評価との関係、投機目的有価証券と売却損益との関係、満期保有目的金融資産と取得原価評価との関係

VII 異質の利益観の混在の妥当性

最後に、異質の利益観の混在の問題を取上げよう。現行会計実践においては、現象的には、製

品等の取得原価評価と投機目的有価証券の時価評価とが、併存している。したがって、そのかぎりでは、前者にかかわる平準化利益観と、後者にかかわるボラティリティ反映利益観とは、ひとつの体系において併存しているような外観を呈している。しかしながら、本質的にみて、平準化利益観とボラティリティ反映利益観とは、ひとつの理論体系において併存すべき概念なのであるか。それとも、そうした併存は、過渡的な状況にすぎず、究極的には、そのいずれかの利益観に収斂すべきものなのであるか。

平準化利益観とボラティリティ反映利益観とは、前者であればいわば as well as といった関係に、後者であればいわば either-or の関係にあることになる。平準化利益観とボラティリティ反映利益観との関係は、本質的にみて、そのどちらの関係に属していると言えるのであろうか。それが、ここでの検討課題である。

後者の either-or の関係については議論すべきことが多いので、前者の as well as という関係の成立可能性については（１）において瞥見するにとどめよう。either-or の関係については、ボラティリティ反映利益観の論理が貫徹したものとしての全面的公正価値会計論の成立可能性、および平準化利益観の論理が貫徹したものとしての取得原価主義会計論の成立可能性という理論的に重要な論点があるので、この２点を、それぞれ（２）および（３）で検討することとしたい。

（１）平準化利益観とボラティリティ反映利益観との as well as 関係としての成立可能性

今日、一般的には、平準化利益観とボラティリティ反映利益観とは異質な利益観とみなされているようであり、そのことを前提にしつつ、投機目的有価証券の売却時価は、平準化利益観に対立するものとしてのボラティリティ反映利益観によって正当化できると考えられているのではないだろうか。このように、現行の会計実践（新実践）を前提に据えるかぎり、平準化利益観に基づく処理規約とボラティリティ反映利益観に基づく処理規約とが、混在してしまう。これを、損益計算書の面からみれば、平準化利益観とボラティリティ反映利益観という異質な利益観に基づく処理規約が混在した場合、それらを加減して算出された利益額に、統一的な意味が、喪失してしまうのではないだろうか。例えば平準化利益観に基づいて算出されたと思われる製品の売却損益額と、ボラティリティ反映利益観に基づいて算出されたと思われる投機目的有価証券の保有損益額とを加算した利益額に、一体どのような意味があるのであろうか。平準化利益観とボラティリティ反映利益観とがハイブリッドとして混在することに、会計上どんな意義があるのか、そのことが、問われなければならない。

他方、貸借対照表の面からみれば、次のようになろう。すなわち、ボラティリティ反映利益観から導出された売買目的有価証券の時価額と、平準化利益観から導出された商品・製品等の取得原価額とが、同一の貸借対照表に同居することになるが、そんなことが理論的に認められるのであろうか。それらを加算した数値に、どんな意味があるのであろうか。同一の貸借対照表におけるボラティリティ反映利益観と平準化利益観との調和の可能性が、問われなくても、よいのだろうか。その点についても、まったく不明なのである。

平準化利益観とボラティリティ反映利益観との関係につき、ひとつの体系に共存していること

(つまり as well as の関係にあること) が、想定されているのなら、こうした疑問が、湧出するのである。

もっとも、この点については、次のようなまったく別の理解があるのかもしれない。すなわち、現行会計実践は、平準化利益観（収益費用観）からボラティリティ反映利益観（資産負債観）への転換にさいしての過渡的形態にすぎず、そのかぎりでもともと、それ自体としては十全なものではない。しかし、この転換が浸透すれば、全面的公正価値会計に行き着き、¹⁶⁾そこでは、ボラティリティ反映利益観が貫徹されるに至る、ということなのであろうか。こうした理解によれば、現行の新実践は、過渡的形態にすぎないので、首尾一貫していないのに対して、取得原価主義会計の論理に規定された旧実践、および全面的公正価値会計の論理に規定されたいわば未来実践は、純理論的には、首尾一貫性を具えているということになりそうである。そうであれば、(旧実践にかかわる)平準化利益観の論理が貫徹した取得原価主義会計論、¹⁷⁾および(未来実践にかかわる)ボラティリティ反映利益観の論理が貫徹した全面的公正価値会計論は、首尾一貫した理論体系として、会計理論的に成立しているということであろう。平準化利益観とボラティリティ反映利益観とが、either-or の関係にあるとみなすならば、こうした理解も、成り立つであろう。

もちろん、こうした主張が、現実になされているというのではない。単に、平準化利益観に基づく処理規約とボラティリティ反映観に基づく処理規約との混在を理論的に問題があると考えるかぎり、その理論的問題点を解消するためには、上記のようにも考えられるのではないかと筆者が推測しているにすぎない。

しかしながら、現行会計のように、損益計算を計算目的とした場合、取得原価主義会計論あるいは全面的公正価値会計論など、理論的に成立し得るのであろうか。これまでのところ、こうした成立可能性が議論の俎上に載せられることは、ほとんどなかったと言ってよいであろう。そこで、全面的公正価値会計論の成立可能性および取得原価主義会計論の成立可能性を、それぞれ(2)および(3)で検討することにする。

(2) 全面的公正価値会計論の成立可能性

まず(未来実践にかかわる)ボラティリティ反映利益観の論理が貫徹した全面的公正価値会計論の成立可能性を考えてみよう。現在の会計実践が、過渡的形態であるとすれば、平準化利益観に基づく取得原価主義会計論の取得原価・「償却原価」評価と、ボラティリティ反映利益観に基

16) 例えば武田隆二は、「時価評価の流れは、金融商品の一部から全体へと伸展し、さらに有形資産の評価に及ぶとともに、ブランドやビジネスモデルといった無形資産にまで拡大しつつある。いわば企業の有する全資産を時価評価することにつながっていく。」と述べている(武田[2001] 6~7ページ)。そこでは、全面時価会計論の存在も、想定されているようである。

17) ここでは、現行会計実践は、「収益費用観から資産負債観への転換」における過渡的形態であるために、取得原価・「償却原価」と売却時価とが混在している、という理解を前提にしているので、本文でふれたように、資産負債観にかかわる全面的公正価値会計論は首尾一貫性を具えた理論体系として理論的に成立しているということになろう。そうであれば、収益費用観にかかわる取得原価主義会計論にしても、首尾一貫性を具えた理論体系として理論的に成立しているということになろう。

づく全面的公正価値会計論の売却時価評価とが混在しているが、しかし、資産負債観への転換が進行すれば、いずれ、全面的に、公正価値（時価）で評価されるようになるのであろうか。そうであれば、その暁には、全面的公正価値会計論なる理論体系が成立することになる。

ここでは、会計の計算目的が、あくまでも、投下資本回収計算としての損益計算であることを前提にして、こうした全面的公正価値会計論の成立可能性を検討しよう。現行会計実践でも、投機目的有価証券は売却時価で評価されているのであるから、問題は、取得原価で評価されている棚卸資産および設備資産、そして「償却原価」で評価されている満期保有目的金融資産の3項目¹⁸⁾についての時価評価の可能性である。以下、この点を検討することにする。

(i) 棚卸資産の時価評価の可能性

まず棚卸資産（に属する材料・製品等）を俎上に載せることにしよう。この棚卸資産の時価評価の可能性であるが、この点を検討するにあたっては、購入時価と売却時価とが相違している点に留意しなければならない。

そのことを念頭において、まず売却時価評価の可能性を考えてみよう。結論的には、①そこで算出される利益の確定性・確実性が喪失する点、および②原価計算が不可能になり、その結果として、誘導法による貸借対照表・損益計算書の作成が不可能になる点で、複式簿記機構を前提とした現行会計にかかわる説明理論としては、理論的に成立しないと筆者は考えている。まず①であるが、製品は、それが生産される過程で付加価値が創出されると考えられているので、一般的には、その生産のために要した支出額（犠牲額、つまり費用額）を超過した収入額（成果額、すなわち収益額）で売却される。つまり、費用を構成する製造原価（あるいは購入時価）と収益を構成する売却時価とは、その金額が一般に異なっているのである。そして、このうち、収益の側面に関しては、その数値は実際に売却するまでは、不確定であるし、それどころか、売れ残るということも現実¹⁸⁾にあり得るわけであるから、実際に売却するまでは、収益の成立すら不確定である。そうであれば、製品を売却する以前に売却時価で評価することは、不確定・不確定な利益を計上することに他ならない。かくては、確実性・確定性を具えた利益額の算出を計算目的としている現行会計の理念に悖っていると言わざるを得ない。

次に、②原価計算の不可能性、およびその結果としての誘導法による貸借対照表・損益計算書の作成不可能性であるが、現行会計は、企業の経済活動を逐一複式簿記機構によって把握し、その結果として、貸借対照表・損益計算書を誘導法的に作成している。そのことによって、一方、会計が算出する処分可能利益の数値自体の信頼性が確保されるし、他方、さらに、監査も可能になり、その利益額に一層の信頼性が得られることになるのである。

18) ここで論じられているのは、いわば未来実践における全面的公正価値会計論の成立可能性である。しかし、そこで問題になっているのが未来実践であるかぎり、会計理論の対象である会計事象がどのようなものであるかについては、もちろん、正確なことは分らない。しかし、会計の計算目的を損益計算におくかぎり、未来実践においても、棚卸資産・設備資産、および満期保有目的金融資産の存在を想定しても、けっして荒唐無稽とは言えないであろう。したがって、少なくとも、これらの資産についての時価評価を合理的に説明できなければならないと思われる。本文では、そうした発想のもとに議論する。

複式簿記機構により誘導法的に作成される貸借対照表・損益計算書のこうした信頼性の礎になっている複式簿記機構というのは、企業の経済活動を把握するものとしての諸勘定によって構成されている。そして、そうした諸勘定の連鎖によって、貸借対照表・損益計算書の誘導的な作成が、可能になるのである。

そうであれば、そのように記録された勘定の数値には、特定の関係が予定されなければならない。例えば価値生産活動のように、費用と収益とによって損益計算が遂行される場合、費用系統の諸勘定と収益系統の諸勘定とが分別されていなければならない。いまそのうちの費用系統の諸勘定を取上げれば、そこには、[材料→材料費→製品→売上原価]といった勘定の連鎖が生じなければならない。したがって、材料勘定、材料費勘定、製品勘定、および売上原価勘定は、最終的に、収益と適切に対応する費用額を算出するという役割を担っており、そのために、特定の犠牲値で統一的に測定されなければならない。ここに、[材料→材料費→製品]に関する原価計算が成立したのである。そこでは、材料勘定、材料費勘定、および製品勘定が、同一の取得原価数値で測定されていなければ、原価計算が理論的に不可能になり、その結果、貸借対照表・損益計算書を誘導法的に作成できなくなってしまうのである。したがって、材料および製品を売却時価で評価替えることは、原価計算を実質的に不可能にしたり、あるいは、期間費用（売上原価）の計上を不可能にしたりすることによって、現行会計における収益と費用とによる二面的損益計算、ひいては誘導的な貸借対照表・損益計算書の作成を崩壊させてしまうのである。

以上のようなふたつの理由により、棚卸資産の売却時価評価は、現行会計にかかわる説明理論としては、理論的に成立し得ないと筆者は考えている。

それでは、棚卸資産の購入時価評価はどうであろうか。この場合には、上記の①および②のような理論的問題は、回避されているが、しかし、現行会計実践に抵触する別の問題点が、伏在している。すなわち、現行会計は、現実生じた企業の経済活動を描写することによって事後的な利益の算出をその計算目的としている。しかるに、購入時価で再評価することは、機会原価の考え方に他ならない。つまり、そこでの購入時価差額は、購入時と再評価時（期末時）とを比較して、購入時に購入することによって、原価を節約できたのかどうか、という点についての指標になる数値なのである。換言すれば、購入時に購入したほうが良かったのか、それとも、再評価時（期末時）に購入したほうが良かったのか、という点についての判断に資するのである。それは、（経営者の）過去における意思決定の是非の評価には有益であろうが、現になされた企業の経済活動を描写するものとしての会計（現在描写性という会計の特質）には、そぐわないのである。なぜなら、その是非は別にして、購入時に購入してしまったことは事実であり、その事実を変更することはできない。したがって、購入時に購入してしまったという事実に基づいて、会計上の損益計算が遂行されなければならないからである。

このような意味において、棚卸資産の購入時価評価も、現行会計にかかわる説明理論としては、理論的に成立しないと筆者は考えている。

(ii) 設備資産の時価評価の可能性

設備資産の時価評価についても、同じような結論が得られると筆者は考えている。すなわち、購入時価評価については、棚卸資産と同断であるし、売却時価評価についても、棚卸資産に関する①および②の問題点が妥当するのみならず、さらに、設備資産については、そもそも③売却時価で評価する、ということ自体に問題なしとしない。すなわち、設備資産の場合については、ゴーイング・コンサーンのもとでは、そのレーゾン・デートルは、販売にはなく、生産に使用することにある。したがって、財の生産のために設備資産が提供し得る用役の、犠牲額での測定が、本質的に必要なのである。それにもかかわらず、売却時価で表示するとしたら、企業の破産等を想定するか、あるいは他業種への転換などを想定しなければならないが、現行会計においては、あくまで、現在の業種業態を前提にしたゴーイング・コンサーンのもとにおける処分可能利益の計算が、目的とされているのである。

そうした意味において、設備資産の時価評価もまた、現行会計にかかわる説明理論にはそぐっていないと筆者は考えている。

(iii) 満期保有目的金融資産の時価評価の可能性

最後に、満期保有目的金融資産の「償却原価」評価について考えてみよう。この満期保有目的金融資産を時価評価するということは、この金融資産を投機目的の有価証券と同じカテゴリーとみなすということであろう。それは、現行会計における保有目的による資産評価という根本理念の否定を含意している。その場合には、保有目的に代わる新しい評価原則の全体像を体系的に導入しなければならない。それは、どのような考え方なのであろうか。それが明らかにされないままに、満期保有目的金融資産に時価評価を導入することは、あまりに独断的であろう。

逆に言って、損益が企業の経済活動によって産み出されるとしたら、現行会計における保有目的別の評価には、十分な合理性が認められるのである。すなわち、企業が、現実にも、この金融資産の保有によって定利の獲得を享受しようとするのは、あり得ることなのではないだろうか。そうした経済活動を、時価評価は合理的に説明できないのである。その点、¹⁹⁾「償却原価」で評価し、その「償却原価」差額をもって損益（受取利息）とする現行の処理方法が、妥当性をもっていると言ってよいであろう。

以上のように考えれば、ボラティリティ反映利益観に依拠した全面的公正価値会計論は、それが全面的に時価評価する体系であるとするならば、説明理論としては、未来実践を想定したとしても、成立し得ないと言わざるを得ない。

19) もっとも、この満期保有目的金融資産については、[時価 > 「償却原価」] の場合には時価で、[[「償却原価」 > 時価] の場合には「償却原価」で評価する、「償却原価」・時価比較高価法という処理方法も提唱されている。しかし、これは、理論的には成立し得ないと筆者は考えているが、その点については、笠井[2010] 第39章2を参照されたい。

(3) 取得原価主義会計論の成立可能性

次に取得原価主義会計論の成立可能性であるが、ここでは、全面的に取得原価で評価される体系を想定しておこう。その場合には、言うまでもなく、現行会計における投機目的有価証券の時価評価および満期保有目的金融資産の「償却原価」評価が問題になる。これらの取得原価への変更は、いわゆる取得原価主義会計への逆戻りに他ならないが、そうした変更は、理論的に可能なのであろうか。伝統的な会計実践への、投機目的有価証券の時価評価および満期保有目的金融資産の「償却原価」評価の導入の理論的根拠が徹底的に議論されていたなら、こうした問題は、本来生起しないはずである。しかし、残念ながら、意思決定への役立ちという観点から、投機目的有価証券の時価評価が是認されたにすぎず、そうした議論が十分に尽くされたとは言い難い²⁰⁾。したがって、時価・「償却原価」評価導入の理論的な根拠にしても、未だ明らかにされていないとは言えないと筆者は考えている。そのかぎりでは、時価・「償却原価」評価導入の撤回も、不可能ではないということになろう。

(i) 投機目的有価証券の取得原価評価の可能性

そこで、ここで改めて、まず投機目的有価証券の取得原価評価への復活の理論的可能性について考えておこう。投機目的有価証券が取得原価で評価されるということは、この資産に、取得原価主義会計論における原価＝実現原則を援用することに他ならない。したがって、原則論としては、実現時点まで取得原価に据え置き、実現時点で売却したさいに、売却損益を計上することになろう。つまり、投機目的有価証券をいわゆる費用性資産とみなし、売却にさいしての有価証券の引渡し（費用）と対価の獲得（収益）との交換により売却損益という損益が生ずると考えなければならないことになる。そこでは、投機目的有価証券にも、交換的損益としての売却損益が生ずることになるのであるから、そのことの妥当性が、理論的に論証されなければならないわけである。しかし、投機目的有価証券に生ずる損益の性質については、実は、時価評価の導入にさいしても、まったく議論されていないのである。つまり、理論的検討が不在なままに、一般的には、期末の評価替え時には保有損益が、売却時には売却損益が生ずるとみなされてしまったのである。そこで、ここでは、原点に戻って、投機目的有価証券に、そもそも売却損益が生じ得るのか、という点を検討することとしたい。

(i-1) 製品等に関する売却損益の要件

しかし、この点を検討するためには、まず、製品等において売却損益が生じるための要件を組上に載せなければならない。すなわち、今日、価値生産活動における製品等については、当然のごとく、売却損益が生じると考えられているが、しかし、資産の中には、例えば貸付金のように、

20) とりわけ、満期保有目的金融資産の「償却原価」評価は、取得原価評価と同類とみなされているようである。すなわち、取得原価と「償却原価」とは、共に配分カテゴリーあるいは収益費用観に属する概念とみなされているので、取得原価評価から「償却原価」評価への変更の本質は、ほとんど、議論されていないと言っても過言ではないだろう。

売却損益とはまったく異質の受取利息といった損益を生むものもある。それを考えれば、製品等については、その損益がどうして売却損益になるのか、ということが明らかにされていなければならない。ある資産につき、その損益が売却損益と言い得るためには、どのような要件を具備していなければならないのであろうか。本来、会計理論は、そうした要件を定式化しておくべきなのであるが、現在、そうした試みがなされていないので、ここで、筆者なりに考えることにしよう。

結論的には、(製品等の) 価値生産活動にかかわる資産に、売却損益が生じるのであるが、ここでは、そのみっつの要件を提示することとしたい。

まず第1に、価値生産活動にかかわる製品等は、人間労働力によって生産されたものであるから、生産価格をもっていることである。この生産価格というのは、企業において犠牲にされた価値の合計額を意味しているが、その犠牲価値は、会計においては、一般に費用とよばれているので、費用価値と言ってもよいであろう。

第2に、人間労働力によって生産された製品等には、付加価値が付与されているので、製品等の受取手(消費者)にとっての便益価値があることである。この便益価値は、企業からすれば、犠牲を払うことによって獲得された成果価値に他ならないが、こうした成果価値は、会計においては、一般に収益とよばれているので、収益価値と言ってもよいであろう。

そして第3に、価値生産活動にかかわる製品等は、市場向けに(消費者のために)生産されたものであるから、市場における消費者との交換が不可欠であり、その交換によって、損益が生ずることである。この交換による損益が、一般に売却損益と言われているものに他ならない。したがって、売却損益の特質は、交換的損益性にあるのである。

以上のように、売却損益の要件としては、①資産に生産価格・犠牲価値(費用価値)があること、②資産に便益価値・成果価値(収益価値)があること、そして③市場における交換が不可欠であること、の3点が指摘できるであろう。もちろん、現実には、贈与とか低廉取得等々のさまざまな取引があろうが、典型的な取引においては、この3点に着目する必要があるであろう。

そして、この①・②と③とは、密接に関連している。すなわち、交換というのは、製品の引渡しと対価の受取りとを意味しているが、そうした交換が成立するためには、製品等において費用価値と収益価値というふたつの価格が存在していなければならない。ただし、今日の会計上の損益計算においては、そのうちの収益価値の表示は対価によって分担されているのに対して、費用価値は、価値生産活動によって産出された資産(つまり製品)によって分担されているのである。そうした分担が会計において選択された理由は、Ⅵ(2)(i)およびⅦ(2)(i)でふれたように、原価計算の遂行、ひいては誘導法による財務諸表の作成を可能にするためであると筆者は考えている。

それはともかく、このように、交換ということが、その金額の面からみれば、引渡された製品の①費用価値(生産価格・犠牲価値)と、受取った対価の②収益価値(便益価値・成果価値)との交換に他ならないいじょう、価値生産活動によって産出された資産(製品等)においては、ふたつの価格が存在していなければならない、という点には格別の留意が必要である。

こうした売却損益の3要件を纏めれば、次の図表の(イ)のようになろう。

＜図表20＞

(イ) 価値生産活動に関する 資産と売却損益	①人間労働力により生産されたので、生産価格・犠牲価値（費用価値）がある	②人間労働力により生産されたので、付加価値が生まれ、消費者にとっての便益価値・成果価値（収益価値）がある	③市場のために生産されたので、消費者との交換が不可決であり、その交換により損益が生ずる ：交換的損益	← 売却損益の3要件
(ロ) 投機目的有価証券と売却損益	人間労働力により生産されたものではないので、生産価格（犠牲価値）は、ない	付加価値がないので、消費者にとっての便益価値（成果価値）は、ない	市場向けに生産されたものではないので、消費者との交換という概念は、ない。 ：交換的損益は、生じない	
(ハ) 投機目的有価証券の損益の本質	社会的に価値物と認められているので、経済財として存在している ⇒ その価格 = 将来のCIFの現在価値 = 割引現在価値		DCFの高騰を期待して保有している ⇒ その損益 = 保有したことによる時間的損益	

(i-2) 投機目的有価証券にかかわる損益と売却損益との関係

こうした売却損益の3要件に照らしてみれば、投機目的有価証券については、その損益は、とうてい、売却損益とは言えない。つまり、投機目的有価証券は、人間労働力により生産されたものではないから、①生産価格（犠牲価値）などというものは、存在し得ない。同様に、人間労働力によって生産されたものではないので、付加価値が生まれることはなく、したがって、②消費者にとっての便益価値（成果価値）などというものも、存在し得ない。そして、単に自己の損益獲得のために保有しているにすぎず、市場向けに生産されたものではないいじょう、③消費者との交換によって損益が生じる、ということもないはずである。

それを纏めたのが、上の図表の(ロ)である。当面の問題からすれば、投機目的有価証券の損益が、売却損益ではないことを示せばよいのであるが、ここでは、VI(3)でも少し言及した、投機目的有価証券の損益の性質にふれておきたい。それを示したのが、上の図表の(ハ)である。すなわち、投機目的有価証券というのは、人間労働力によって生産されたものではないので、人間労働力が具現化しているという意味での経済財ではない。しかし、社会的に損益を産む価値物と一般に認められているので、いわゆる擬制資本に他ならない。したがって、その価格は、単に、将来期待できるキャッシュインフロー（CIF）の現在価値によって規定される。つまり、割引現在価値（DCF）により、その価格は決定されるのである。

他方、付加価値が生まれる価値生産活動に関する資産とは異なり、費用価値（生産価格・犠牲価値）と収益価値（便益価値・成果価値）との分離も、存在しない。投機目的有価証券は、保有企業が、その割引現在価値（時価）の高騰を予測して、その割引現在価値（時価）差額を獲得する

ために保有するのであるから、その損益は、保有したことによる時間的損益に他ならない。

以上のように、投機目的有価証券の損益は、交換的損益たる売却損益ではなく、時間的損益たる保有損益なのである。

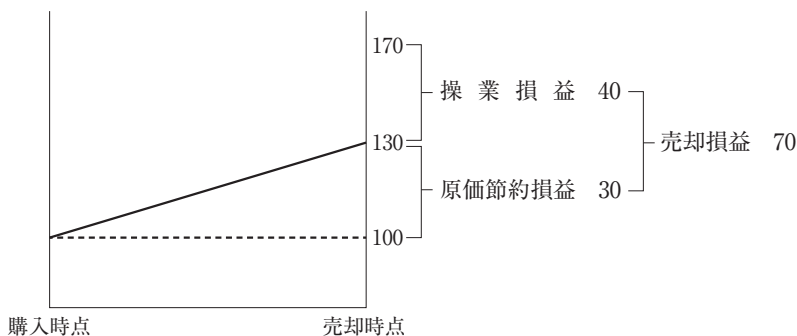
(i-3) 交換的損益と時間的損益との関係

この交換的損益と時間的損益との区別は、会計においては、きわめて重要な論点であるにもかかわらず、これまでのところ、まったく議論されていない。そこで、商品の売却損益と投機目的有価証券の保有損益との相違を、交換的損益と時間的損益との相違という視点から、もう少し検討することとしたい。

商品に交換的損益としての売却損益が生ずる直接の原因は、商品に関しては、ふたつの価格があることに、つまり、購入市場（購入価格）と販売市場（販売価格）とが分離していることに求められよう。こうした分離があるので、購入市場で購入した財を、販売市場で販売することによって、交換的損益としての売却損益が生ずるのである。つまり、購入市場価格と販売市場価格とが異なっているので、今あくまで観念的に考えて、買いと売りとの時間差を無視すれば、販売市場における、購入市場で購入した商品の直ちの引渡し（費用）と対価（収益）の受取りとの交換により、売却損益が生じ得る。このように、観念的に時間的間隙を無視して、買って直ちに売る、という交換行為によっても、購入市場（購入価格）と販売市場（販売価格）とが分離しているいじょう、売却損益が生じ得るわけである。そのかぎりでは、時間的損益ではないということになろう。売却損益というのは、本質的には、このように、時間的損益ではなく、交換的損益なのである。

もっとも現実には、経済行為は、すべて、時間的継起のなかで行なわれているのであるから、購入時と売却時には、タイムラグがある。そこで、エドワーズ＝ベルのいわゆるカレントコスト会計の考え方に基づいて、より現実に近い状態を想定してみよう。いま、購入時には購入時価が100、そして売却時には購入時価が130、売却時価が170であったとすれば、いわゆる売却損益は、次のように、操業損益と原価節約損益とに分別できよう（ここでは、便宜、直線で表示する）。

<図表21>



会計上の売却損益70は、売却時点の売却時価170と購入時点の購入時価100との差額として算出される。しかし、そのうち、購入時点の購入時価100と売却時点の購入時価130との差額30は、商品の購入時価の値上がりを予測して、売却時点にではなく、購入時点に購入したことによる損益であるから、原価節約利得に他ならない。これは、購入のタイミングを早めたことに起因して生じた損益であるから、当面の論点からすれば、時間的損益と言ってもよいであろう。

それに対して、売却時点の購入時価130と売却時点の売却時価170との差額40は、操業利益とよばれているが、それは、諸財の組合せあるいは財の移転といった製造企業・販売企業自体の生産的努力によって産み出されたものだからであろう。そして、これは、言うまでもなく、売却時点における購入時価130の商品と売却時価170に相当する対価との交換による損益、つまり交換的損益に他ならない。

このように、現実の売却損益は、操業利益という交換的損益のみならず、購入時価の変動（などの環境要因の変化）に伴って生ずる、原価節約利得といった時間的損益をも含んでいる。しかし、製造企業は、基本的には、自らが産み出した操業利益の獲得を企図して経済活動を営んでいるのであろうから、売却損益の核心は操業利益という交換的損益にあると言ってよいであろう。原価節約利得という時間的損益は、あくまで、操業利益という交換的損益の産出に付随する損益にすぎないのである。例えば材料は、保有することによって原価節約利得も獲得できるが、製造業においては、あくまで、生産的使用によって操業利益を獲得するために保有されているはずである。したがって、原価節約利得がなくとも、生産的に使用することはあり得るが、その逆に、生産的使用を断念して（つまり、操業利益の獲得を断念して）、原価節約利得の獲得だけで満足することは、製造業としてはあり得ないことであろう。つまり、原価節約利得という時間的損益は、あくまで、操業利益という交換的損益に付随して生ずる損益にしかすぎず、こと製造業に関しては、²¹⁾それ自体が目的とされる損益ではないのである。

（i-4）投機目的有価証券に関する損益の本質

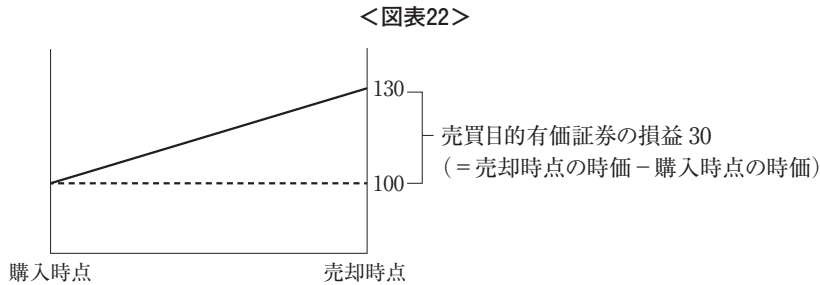
以上のように考えれば、売却損益の本質は、交換的損益性にあり、当該企業自らが産出した付加価値にかかわっているのである。したがって、問題は、売買目的有価証券の損益が、こうした性質を具えているかどうかである。結論的には、そうした性質は、具えていないと筆者は考えているが、以下、その点を検討しよう。

まず留意しなければならないのは、金融資産である投機目的有価証券には、購入市場（購入価格）と販売市場（販売価格）との分離がないことである。したがって、いま、買いと売りとの時間的間隙を無視して、投機目的有価証券を、買って直ちに売ったとしよう。その場合、購入した投機目的有価証券の時価が100であったとすれば、売却時価も100のはずであるから、購入時価と

21) ここでは、損益には、交換的損益と時間的損益という2種類があることを示すために、購入時価で評価替えするカレントコスト会計の事例を用いて、利益を操業損益と原価節約損益とに分離した。しかし、購入時価の評価替えは、機会原価の考え方であり、現実が生じた企業の経済活動を描写するものとしての会計には、そぐわない。したがって、本文で述べたことは、会計上の売却損益の本質が、交換的損益と時間的損益とから構成されていることを主張するものではない。この点には、くれぐれも留意されたい。

売却時価とが分離している製品・商品とは異なり、購入時価と売却時価との差額は、生じない。つまり、投機目的の有価証券には、カレントコスト会計におけるいわゆる操業損益なるものは、ついに、存在しないのである。

したがって、その損益は、時間的損益だけであるから、いま購入時点の時価が100、売却時点の時価が130であったとすると、その損益は、次図のようになる（ここでも、便宜、直線を用いた）。



上図において、投機目的の有価証券の損益には、商品の操業損益に相当するものは、ない。損益のすべてが、時間の経過に伴って発生した時価の変動差額に他ならない。つまり、時間的損益しか、存在しないのである。

しかし、そのことは、投機目的の有価証券の損益獲得の在り方に注目するならば（つまり、投資家の意思決定への役立ちといった語用論の立場から解放されて、計算対象の損益獲得の在り方という意味論的視点に着目するならば）、異とするには当たらない。投機目的の有価証券の保有企業は、この有価証券を、人間労働力によって生産したのではない。つまり、投機目的の有価証券については、当該保有企業は、自ら付加価値を産み出すといった経済行為は、一切行っていない。²²⁾したがって、購入市場（購入価格）と販売市場（販売価格）との分離も、存在しないのである。

投機目的の有価証券の保有企業がなしたことと言えば、この有価証券を市場が将来どのように評価するのか、といった予測だけである。したがって、その損益の推移は、将来の市場の評価（時価）の予測のいかんにかかわっている。保有企業は、将来高騰すると予測したので、保有しているのであるが、しかし、それは、あくまで予測にしかすぎないのであるから、当然のことながら、

22) もっとも、この企業も、いろいろ調査した結果、当該有価証券を購入したのであろうから、この調査のための支出をもって、成果を産み出すための犠牲つまり費用とみなすことも、できないわけではないであろう。

しかし、こうした調査によって、時価が高騰し、保有損益が生じたのであろうか。逆に言えば、調査がなされなければ、時価高騰は、生じなかったのであろうか。そんなことはあり得ないはずである。

そのことは、既に明らかなことであろうが、さらに、製品生産のために材料を購入したケースを考えてみよう。その場合にも、製品生産のために、どのような材料を使用したらよいか、調査したはずである。しかし、その調査自体が、製品にかかわる付加価値を創出することなど、あり得ない。製品の付加価値は、あくまで材料を生産過程に投入し製品を産出するプロセスにおいてのみ、創出されるのである。

そのように考えれば、有価証券にかかわる調査支出は、利益を創出したのではなく、いわば利益の存在の可能性を発見させたにすぎないのである。

値下がりするリスクを負担している。したがって、その懸念が生じた場合には、何時でも、売却したはずである。そして、投機目的有価証券の場合には、何時でも売却できる市場が、現存しているのである。この企業は、そうしたリスクに曝されながら、売却することも可能であったにもかかわらず売却せず、保有し続けたわけである。図表22に生じた損益30は、そのようにして獲得された、保有したことの報酬としての損益に他ならない。したがって、その損益の本質は、保有損益であって、売却損益などではない。そして、その保有損益というのは、そのように、リスクに耐えて保有したことの損益であるいじょう、時間的損益なのである。逆に言って、当該保有企業みずからの価値創出がないいじょう、その損益は、交換的損益たり得ないのである。

その点を、仕訳で明らかにしておこう。図表22の事例において、購入時点と売却時点との中間に決算日があり、その時の時価が110であったとしよう。その場合、一般的には、次表の(イ)のように仕訳される。

＜図表23＞

	(イ) 一般的仕訳				(ロ) 私見			
購入時点	有価証券	100,	現 金	100	有価証券	100,	現 金	100
決算時点	有価証券	10,	保有利益	10	有価証券	10,	保有利益	10
販売時点	現 金	130,	有価証券 売却益	110 20	有価証券	20,	保有利益	20
					現 金	130,	有価証券	130

一般的には、期末時点では保有損益が、売却時点では売却損益が生ずるとみなされている。どうして有価証券に売却損益が生ずるのか、有価証券の保有損益とはいかなる損益なのか、売却損益と保有損益とはいかなる関係にあるのか、といった有価証券の損益に関する意味論的検討はまったく等閑に付されたままに、投資家が有価証券の時価情報を必要としているといった語用論的な見地から、(イ)のような仕訳が正当化されているのである。そこでは、有価証券の引渡しは、日常用語的には、販売とよばれているところから、売却時点においては有価証券の売却によって利益が獲得されたいじょう、売却損益が生成したはずだとみなされているのかもしれない。しかし、そうした理解は、日常用語に惑わされたいわば常識論に他ならない。理論が、いわば常識論に追随しているのである。そうした議論においては、そもそも、有価証券はどのような損益を産み出すのか、という問題意識がおよそ欠如していると言わざるを得ない。

しかし、上記のように、その点に思いを致せば、購入時点から期末時点まで保有したことによる保有損益が生ずるとみてもよいであろう。そうであれば、期末時点から売却時点まで保有したことによる保有損益が生じて、しかるべきであろう。売却時点でも、まずもって、そのように保有損益が認識されるならば、有価証券の評価額は売却時点の時価になっているのであるから、売却(現金との交換)にさいしては、必ず等価交換になり、売却損益は、生じないことになるのである。それを示したのが、(ロ)の仕訳に他ならない。この(ロ)によれば、投機目的有価証券

の損益は、保有損益として統一的に説明される。つまり、売却損益は、ついに生じないのである。²³⁾

以上のように、商品の原価評価（売却損益）と投機目的有価証券の時価評価（保有損益）との相違は、計算対象の利益獲得活動の本質的相違に由来している。逆に言えば、いくら投資家の意思決定などといったことを持出してみても、解決には至らないということである。つまり、「投資家の意思決定有用性の見地からすれば、商品の損益は、売却損益たるべきである」とか、「投資家の意思決定に役立つためには、投機目的有価証券の損益は、保有損益（あるいは売却損益）でなければならない」といった規範的な議論は、説明理論としては、無意味である。

このように、損益の性質は、計算対象の意味論的検討によってのみ、決着が付くのである。すなわち、製品は、当該企業自らの犠牲の提供によって創出された付加価値に基づく交換的損益の獲得を企図しているので、そして、製品は、そのうちの犠牲値の表現を分担しているので、取得原価で評価されなければならない。それに対して、投機目的有価証券は、時価の高騰に基づく時価変動差額の獲得を企図しているいじょう、時価で評価される必然性があるのである。したがって、そうした意味論的検討に基づくかぎり、投機目的有価証券を取得原価で評価することは、理論的にみて誤りであるということになる。

もし取得原価主義会計論が、投機目的有価証券についても原価評価でなければならないというのであれば、理論的には成立し得ないと言わざるを得ない。

（ii）満期保有目的金融資産の取得原価評価の可能性

次に、満期保有目的金融資産の原価評価の理論的可能性についてふれておこう。満期保有目的金融資産については、『金融商品基準』においては、いわゆるアキュムレーション法（いわゆる「償却原価」法）が原則とされており、しかも、そのうちのいわゆる利息法が一般に正則的な処理方法とされているようである。²⁴⁾ それに対して、今日の『企業会計原則』になお存続している（ただし、もちろん適用除外になっている）処理方法が、いわゆる取得原価主義会計論に基づく処理方法に他ならない。それによれば、債権の貸借対照表価額は、「債権金額又は取得価額から正常な貸倒見積高を控除した金額」（『企業会計原則』貸借対照表原則五のC）とされている（しかし、このうち債権金額による評価は、理論的に成立し得ないので、ここでは取上げない²⁵⁾）。ただし、取得価額で評価した場合には、注解23により、「その差額（債権金額と取得価額との差額のこと…笠井注）に相当する金額を弁済期に至るまで毎期一定の方法で逐次貸借対照表価額に加算することができる」

23) 投機目的有価証券には、売却損益が生じないことの詳細については、笠井 [2005] 第9章を参照されたい。

24) ただし、現在においても、利息法と定額法とが等价的に認められている、とみなす考え方もあるようであるが、理論的に成立しないと筆者は考えている。その点については、笠井 [2013b] 註3) において詳述してあるので、参照されたい。

25) 『企業会計原則』によれば、本文でみたように、「債権金額又は取得価額」となっているが、債権金額による評価は、理論的にみて明らかに誤りである。その点については、笠井 [2005] 第10章2.1「券面額法の理論的問題点」を参照されたい。

(傍点は笠井)と規定されている。このように、いわゆるアキュムレーション法(「償却原価」法)も採用できたのであるが、しかし、それは、採用しなければならないのではなく、「採用することができる」とどまっている。つまり、あくまでも許容であるから、いわば例外規定と言ってよいであろう。しかも、その場合、一般的には、今日とは異なり、定額法のみが認められ、利息法の採用は、否定されていたようである。

このように、取得原価主義会計論においては、原則は取得原価であり、いわば例外的に、定額法によるアキュムレーション法(「償却原価」法)が、認められていたようである。当面、取得原価主義会計論においては、満期保有目的の金融資産の評価原則は、このようなものとみなしておこう。

しかし、こうした取得原価主義会計論に基づく処理方法によって、はたして、満期保有目的の金融資産を合理的に説明することができるのであろうか。ここでは、(イ)2年後に元利合計144(金利20%)で償還される約束の割引債を第I期期首に購入した事例(会計期間は1年)により、検討することにしたい。取得原価評価の原則的立場によれば次図の(A)のように、また例外である定額法によれば(B-1)のように仕訳される。しかし、ここでは、これらの処理方法の妥当性いかに検討するために、利息法の仕訳(B-2)を加えるとともに、さらに、(ロ)第I期期首に100を2年間の約束で貸付け、各期末に20%の利息を現金で受取る事例を想定し、そうした貸付金に関し一般になされている仕訳(C-1)およびその正則的処理(C-2)をも示すことにしよう。

<図表24>

(A) 割引債：取得原価で評価した場合(原則)

第I期期首：割引債	100*1, 現金	100
第I期期末：		
第II期期末：現金	144, 割引債	100
		[受取利息] 44

(B-1) 割引債：定額法(例外)

第I期期首：割引債	100, 現金	100
第I期期末：割引債	22, [受取利息]	22
第II期期末：割引債	22, [受取利息]	22
現金	144, 割引債	144

(B-2) 割引債：利息法

第I期期首：割引債	100, 現金	100
第I期期末：割引債	20, 受取利息	20*2
第II期期末：割引債	24, 受取利息	24*3
現金	144, 割引債	144

(C-1) 貸付金：簡便法

第I期期首：貸付金	100, 現金	100
第I期期末：現金	20, 受取利息	20
第II期期末：現金	20, 受取利息	20
現金	100, 貸付金	100

(C-2) 貸付金：正則法

第I期期首：貸付金	100, 現金	100
第I期期末：貸付金	20, 受取利息	20
現金	20, 貸付金	20
第II期期末：貸付金	20, 受取利息	20
現金	20, 貸付金	20
現金	100, 貸付金	100

*1 $100 = 144 / 1.2^2$

*2 $20 = 144 / 1.2 - 144 / 1.2^2$

*3 $24 = 144 / 1.2^0 - 144 / 1.2$

この場合、取得原価評価に基づく(A)の仕訳では損益の計上に偏りが生じてしまい、受取利息を合理的に説明できないことは、明らかであろう。すなわち、割引債の購入とは、資金の貸付けに他ならないのであるから、その報酬としての受取利息は、そうした資金貸与の時間に比例して生じるはずである。そうであれば、第Ⅰ期期末においても、第Ⅰ期期首から第Ⅰ期期末まで現実に資金を割引債発行企業に貸与し、資金を利用させたのであるから、それに相応する受取利息が発生しても、しかるべきであろう。しかるに、(A)の仕訳のように、第Ⅰ期期末に受取利息を計上しないことは、割引債の購入によって資本貸与活動が行なわれている、という経済的事実に悖っていると言わざるを得ない。第Ⅱ期期末に一括して計上された「受取利息」の数値44は、全体損益計算においてこそ、全体利益額としてある種の有意味性を持ち得るにしても、期間損益計算においては、いかなる意味でも、第Ⅱ期になされた資本貸与活動を表現し得るものではない。

つまり、(A)の仕訳では、資本貸与活動により受取利息が発生した、という経済活動が適切に表現されていないのである。したがって、(A)の受取利息勘定は、理論的に言えば、受取利息とは言えない。全体損益計算の観点からすれば、単に何らかの損益が生じた、というだけのことであり、期間計算における取得原価主義会計論の論理からは、その損益が受取利息だとは言えない。取得原価主義会計論の論理とはまったく別に、資本貸与には利息が随伴するものだ、という我々がもっている常識に従って、受取利息と推測しているにすぎない。受取利息勘定に「」を付した所以である。

そして、そのことは、取得原価主義会計論においては、損益の認識・測定原則としては、原価＝実現原則しか存在しないことからの論理必然的な帰結と言ってよいであろう。すなわち、原価＝実現原則というのは、そもそも、価値生産活動にかかわる費用性資産の損益の原則として定式化されたものである。したがって、もともと、費用性資産にしか適用できないはずなのである。そうであれば、本来、資本貸与活動に属する割引債には、妥当しないのである。しかし、取得原価主義会計論における損益の認識・測定原則が原価＝実現原則しかないいじょう、それを援用せざるを得ない。かくして、貨幣性資産概念を拡大し、強引に割引債をそれに含めたうえで、本来費用性資産のみに妥当する原価＝実現原則を適用してしまったのである。そうであれば、その損益にしても、費用性資産の損益に類したもの(現金収入との交換時に生じる売却損益に類したもの)にならざるを得ず、資本貸与活動に基づく受取利息を合理的に説明できないのも、きわめて当然のことなのである。

そのように考えれば、例外としてはあれ、定額法を導入せざるを得なかったのである。つまり、割引債に生じる損益が、商品の売却損益(交換に基づいた損益)に類したのではなく、あくまで、資金貸与の時間に比例した時間的損益としての受取利息であるかぎり、(A)では損益の計上に偏りがある(第Ⅰ期期末には損益が生じない)という不都合が生じてしまうので、(B-1)を導入する理論的必然性があったのである。しかし、その場合に留意すべきことは、取得原価主義会計論が、割引債の経済的性質を究明した結果として(B-1)が導入されたのではない、という点である。つまり、割引債およびその損益の本質を再検討した結論として、「割引債は、価

値生産活動とは異なる利益獲得活動としての資本貸与活動に属しており、したがって、価値生産活動における交換的損益としての売却損益とはまったく異質の、資本貸与にかかわる時間的損益としての受取利息という損益を産み出している」という理解が生じたのではないということである。ただ、(A)では、利益が償還時に一挙に計上されてしまうので、利益の計上に偏りの生ずることが、問題視されたにすぎない。あくまで、その利益の偏りを是正するために、(B-1)が導入されたのである。

そのように、アキュムレーション法の導入のそもそもの契機が、単なる利益の偏りの是正、つまり利益の平準化にあったとするなら、その是正の方法は、定額法にならざるを得ないであろう。利息法というのは、それ自体としてはある種の偏りをもたらすものであるから、利益の偏りの是正という発想とはけっして調和するものではない。逆に言えば、割引債について、明確に資本貸与活動であることが認識され、未払利息にもまた利息が付くこと（つまり、複利計算の考え方）が理解されたときに初めて、ある種の偏りをもっている利息法の合理性が明らかになり、その導入が理論的に可能になるのである。

以上のように考えれば、アキュムレーション法（「償却原価」法）が例外として認められたこと、かつ、一般的には定額法のみが認められていたということは、資本貸与活動の固有性特殊性が認識されてはおらず、価値生産活動における交換的損益としての売却損益の延長線上において（原価＝実現原則による利益の偏りを是正するという位置づけにおいて）、割引債の評価原則が考えられていた、ということを実に物語っているのである。

そうであれば、この(B-1)の処理方法では、受取利息が合理的に説明できない、と推測されるのである。ここでは、その点を、①各期の利息額の有意義性、および②(第I期期首および各期末における)当該金融資産の評価額の有意義性の2点から検討しておこう。

まず①であるが、(B-1)の定額法によれば、各期に等額の利得が計上されているが、これは、受取利息として有意義な数値なのであろうか。この点を検討するために、(C-1)の貸付金と比較することにしよう。(B-1)と(C-1)とにおける各期首の元本と受取利息との関係をみれば、次のようになる。

<図表25>

(B-1) 割引債：定額法（例外）

第I期期首の割引債元本 = 100 ⇒ 第I期期末の受取利息 = 22

第II期期首の割引債元本 = 122 ⇒ 第II期期末の受取利息 = 22

(C-1) 貸付金：簡便法

第I期期首の貸付金元本 = 100 ⇒ 第I期期末の受取利息 = 20

第II期期首の貸付金元本 = 100 ⇒ 第II期期末の受取利息 = 20

(C-1)の貸付金の場合には、第I期期首の元本と第II期期首の元本とは同額である。したがって、受取利息が資本貸与に対する時間的報酬とみるかぎり、その受取利息が同額になるのは、

理解できる。しかし、(B-1)の割引債の場合には、第I期期首の元本(100)と第II期期首の元本(122)とは異なっているのに、どうして受取利息が同じ額になっているのであろうか。割引債の損益獲得の在り方の特質を直視するかぎり(つまり、受取利息が資本貸与に対する時間的報酬であるという経済的特質を視野に入れるかぎり)、元本額が異なっているにもかかわらず(同一の期間について)同額の受取利息額が生ずる、ということを経理的に説明することなどおよそ不可能であろう。そこでは、実質的にみて、受取利息が生じたとは言いがたい。図表24において(B-1)の受取利息にも、「」を付した所以である。

次に、②第I期期首および各期末における金融資産の評価額の有意味性であるが、ここでは、(B-2)利息法による割引債の金額および(C-1)貸付金の金額(ただし、(C-1)は簡便法なので、その正則的処理である(C-2)を掲げておいた)との比較により、(B-1)定額法による割引債の金額の有意味性を検討することにしよう。それを一表化すれば、次のようになる(DCF:割引現在価値)。

<図表26>

(B-1) 定額法による割引債の金額

- 第I期期首の割引債額 = 100 : 取得原価又はDCF
- 第I期期末の割引債額 = $100 + 22 = 122$: ?
- 第II期期末の割引債額 = $122 + 22 = 144 = 144 / 1.2^0$: DCF

(B-2) 利息法による割引債の金額

- 第I期期首の割引債額 = $100 = 144 / 1.2^2$: DCF
- 第I期期末の割引債額 = $100 + 20 = 120 = 144 / 1.2$: DCF
- 第II期期末の割引債額 = $120 + 24 = 144 = 144 / 1.2^0$: DCF

(C-2) 正則法による貸付金の金額

- 第I期期首の貸付金額 = $100 = 20 / 1.2 + 120 / 1.2^2$: DCF
- 第I期期末の貸付金額
 - 利払前 = $120 = 20 / 1.2^0 + 120 / 1.2$: DCF
 - 利払後 = $100 = 120 / 1.2$: DCF
- 第II期期末の貸付金額
 - 利払前 = $120 = 120 / 1.2^0$: DCF
 - 利払後 = $100 = 100 / 1.2^0$: DCF

まず利息法による割引債の金額であるが、第I期期首・第I期期末・第II期期末の金額は、上の図表の(B-2)に示したように、すべて割引現在価値である。また貸付金についても、正則法によれば、利払前と利払後とを分けなければならないが、(C-2)に示したように、第I期期首・第I期期末・第II期期末の金額は、いずれも、割引現在価値に相当する。このことは、割引債も貸付金も、人間労働力によって生産されたものではなく、したがって、その価格は、生産価格という概念など存在しないであろう、生産価格によって規定されたものではないので、当然のことであろう。換言すれば、その価格がもつばら将来の期待キャッシュインフローを契約利率で割引いた割引現在価値によって決定されているであろう、そして、その契約利率の獲得を企

図しているいじょう、きわめて当然のことなのである。

しかるに、定額法による場合、第Ⅱ期期末の割引債の金額は、割引現在価値ということにならざるを得ないであろう。しかし、第Ⅰ期期首の数値は、割引現在価値とも言えるが、現金支出に規定された取得原価とも言えるので、意味不明である。さらに、第Ⅰ期期末の数値(100+22=122)に至っては、取得原価でも割引現在価値でもない。つまり、定額法による割引債の金額は、まったく統一的意味をもっていないと言わざるを得ないのである。

以上のようなふたつの理由により、(B-1)の定額法では、受取利息が合理的に説明されているとは、とうてい言えない。

そうであれば、取得原価主義会計論に基づく処理方法では、満期保有目的の金融資産を合理的に説明できないのである。

以上を纏めれば、投機目的有価証券の取得原価評価および満期保有目的金融資産の取得原価評価(および例外としての定額法に基づく評価)を含む取得原価主義会計論は、理論的に成立し得ない、という結論を導いてよいであろう。

(4) 小括

現行会計においては、製品等の取得原価(および満期保有目的有価証券の「償却原価」と売買目的有価証券の時価とが共存しているが、前者の取得原価が平準化利益観、後者の時価がボラティリティ反映利益観によって規定されているとすると、取得原価と時価とが共存していることの理論的有意義性が、問われなければならない。そのことは、平準化利益観とボラティリティ反映利益観という二項対立の有意義性を問い掛けることに通底していると言ってよいであろう。本稿は、そうした問題意識に誘われて執筆したものである。

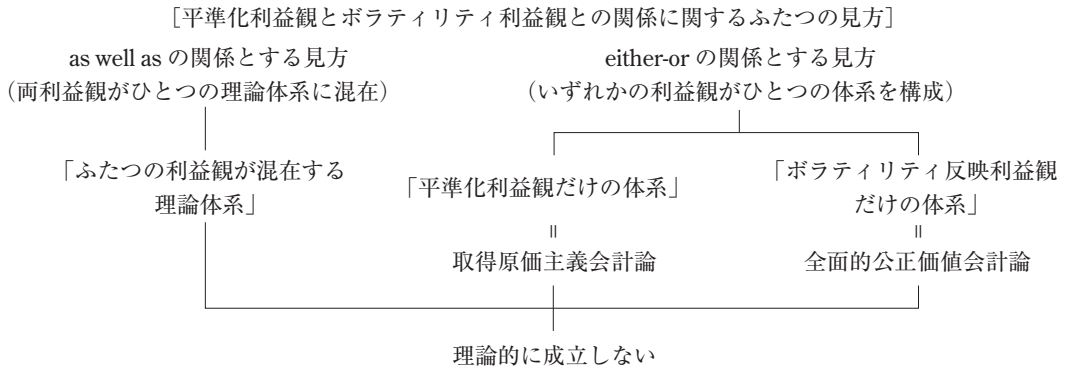
平準化利益観とボラティリティ反映利益観というふたつの利益観を二項対立として理解する場合には、一般的には、その二項を as well as の関係にあるとみるのか、either-or の関係にあるとみるのか、というふたつの見方が考えられる。後者の場合であれば、その二項のうちのいずれか一方の利益観が、ひとつの理論体系を構成することになる。したがって、平準化利益観に依拠すれば取得原価主義会計論が、ボラティリティ反映利益観に依拠すれば全面的公正価値会計論が形成されることになると思われるが、損益計算を計算目的とする現行会計の説明理論を念頭におくかぎり、(2)および(3)で検討したように、取得原価主義会計論にしても全面的公正価値会計論にしても理論的に成立しない、というのが筆者の考えである。

他方、前者の as well as 関係の場合であれば、両利益観がひとつの理論体系に共存することになるので、文字通り、両利益観の関係が問題になる。しかし、両者が独立の対立する利益観であるとするれば、(1)でみたように、ひとつの理論体系に異質の最上位概念が混在することになり、ひとつの理論体系としては、破綻してしまうであろう。²⁶⁾

26) もっとも、このふたつの利益観を統合する、ヨリ上位の利益観があると想定すれば、平準化利益観とボラティリティ反映利益観とがひとつの体系において調和することも可能ではあろう。しかしながら、そうした上位概念が存在し得るかどうかは不明であるし、そうした上位概念の探求の試みもなされていない。つま

こうした意味においても、意思決定有用性学説は、理論的に成立しないと筆者は考えている。以上を纏めれば、次のようになる。

<図表27>



VIII 意思決定有用性学説の処理方式の総括

意思決定有用性学説の処理方式は、[(計算目的 ⇒ 計算方式) → 評価規約] とでも定式化できるが、本稿での以上の検討結果によれば、現行会計の説明理論としては、理論的に成立しないということになる。すなわち、まず第1に、その基礎原理が、理論的に不完全なことである。具体的に言えば、ⅢおよびⅤで検討したように、利益観の分類にしても計算方式の分類にしても(またⅣで少しふれたように、利益観と計算方式との関係にしても)、理論的に成立しないことが指摘されなければならない。

第2に、評価基準と個々の勘定項目との関係についても、問題なしとしない。すなわち、ボラティリティ反映利益観および平準化利益観からそれぞれ時価基準および取得原価基準・「償却原価」基準が導出できたとしても、その評価基準を個々の勘定項目に割当てなければならないが、計算対象の論理が欠如している意思決定有用性学説においては、情報の基本的特性に依拠せざるを得ないようである。おそらく一般的には、「取得原価には信頼性があること」、および「時価には目的適合性があること」を大前提にして、そのトレードオフ関係によって、個々の勘定項目に評価基準が割当てられるのではないだろうか。すなわち、一方、信頼性が重視される製品等には取得原価が、そして、目的適合性が重視される売買目的有価証券には時価が割当てられる、と理解されているようである。

しかしながら、製品等の信頼性重視および売買目的有価証券の目的適合性重視の根拠の不明さも問題なしとしないが、それはさて置いたとしても、Ⅵで検討したように、会計の計算目的を損益計算におくかぎり、製品等および売買目的有価証券のいずれにおいても、目的適合性および信

※ り、一般的には、平準化利益観とボラティリティ反映利益観とは、異質の対立する利益観とみなされているのではないだろうか。したがって、ここでは、これいじょう、取上げない。

頼性を共に充足していなければならないように筆者には思われるのである。したがって、「取得原価＝信頼性」と「時価＝目的適合性」とのトレードオフ関係に基づく、個々の勘定項目への評価基準の割当という考え方によっては、現行会計実践の評価規約を合理的に説明できない、というのが筆者の結論である。

そして第3に、意思決定有用性学説においては、結果的には平準化利益観に基づく取得原価とボラティリティ反映利益観に基づく時価とが共存することになるが、そのことの有意性が問われなければならない。その点は、本号のⅦでみたように、平準化利益観とボラティリティ反映利益観とが対立する異質の利益観とみなされている現状からすれば、一方、現行会計には、異質の利益観による処理が混在していることになり、ひとつの理論体系としては成立し難いことになる。他方、現行会計を過渡的形態とみなしたとしても、もっぱら平準化利益観に準拠した取得原価主義会計論、およびもっぱらボラティリティ反映利益観に準拠した全面的公正価値会計論が、会計の説明理論としては、そもそも成立しないというのが筆者の結論なのである。

以上のように考えれば、意思決定有用性学説は、会計の説明理論としては、理論的に成功していないと言わざるを得ないのではないだろうか。

参 照 文 献

- 石川 [2003]：石川純治稿「企業会計のハイブリッド構造——異なる計算系の併存と交錯の構造——」『会計』第163巻第1号
- 笠井 [2005]：笠井昭次著『現代会計論』慶應義塾大学出版会
- 笠井 [2010]：笠井昭次著『現代日本会計学説批判Ⅳ』慶應義塾大学出版会
- 笠井 [2013a]：笠井昭次稿「会計の機能の再構成」『三田商学研究』第56巻第2号
- 笠井 [2013b]：笠井昭次稿「定利獲得目的金融資産の会計処理の再構成（1）」『三田商学研究』第56巻第4号
- 笠井 [2013c]：笠井昭次稿「定利獲得目的金融資産の会計処理の再構成（2）」『三田商学研究』第56巻第5号
- 笠井 [2014]：笠井昭次稿「計算対象の識別の重要性」『三田商学研究』第57巻第2号
- 笠井 [2018]：笠井昭次稿「収益費用観・資産負債観に関するふたつの検討課題（4）」『三田商学研究』第61巻第3号
- 武田 [2001]：武田隆二稿「会計学認識の基点」『企業会計』第53巻第1号
- 津守 [2002]：津守常弘著『会計基準形成の論理』森山書店
- 角ヶ谷 [2009]：角ヶ谷典幸著『割引現在価値会計論』森山書店
- 平松・広瀬訳 [2010]：平松一夫・広瀬義州訳『FASB 財務会計の諸概念<増補版>』中央経済社
- 森田 [1995]：森田哲彌稿「原価主義会計の再検討」『企業会計』第47巻第1号